

1. 件名「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（3号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング②」

2. 日時：平成28年11月17日 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR 担当）付

関管理官補佐、立元審査官

安全技術管理官（システム安全担当）付

大高上席調査官、中野主任調査官、小嶋主任調査官、中村主任調査官、高倉技術参与

安全技術管理官（地震・津波担当）付

野村調査官、鈴木技術参与、渋谷技術参与、土居技術参与

中部電力（株） 設備設計グループ 専門部長 他11名

5. 要旨

（1）中部電力から、浜岡原子力発電所3号炉の高経年化技術評価等に係る浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（コンクリートの強度低下及び遮断能力低下、その他の経年劣化事象、耐震安全性評価、共通）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○その他の経年劣化事象に関して、

- ・ 胴の腐食（全面腐食）について、原子炉冷却材浄化再生熱交換器及び余熱除去熱交換器の運転圧による漏えい確認の状況（検査頻度、検査結果等）。また、余熱除去熱交換器については、肉厚測定の実施状況（検査頻度、検査結果等）。さらに、現状保全での管理可能な肉厚の想定値

○耐震安全性評価に関して、

- ・ 建設後の耐震補強の実績
- ・ 冷温停止の維持状態での劣化の想定期間と評価期間との対応（劣化が進行する事象と進行しない事象等）

○共通に関して、

- ・ 日常劣化管理事象について、劣化の傾向を把握するための実施状況
- ・ 冷温停止状態維持の30年以降において、経年劣化の進展が考えられないとして分類した経年劣化事象

を提示すること。

(2) 中部電力より、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

(3) 原子力規制庁から、浜岡原子力発電所3号炉高経年化技術評価に対する現時点における質問事項を提示し回答を求めた。

## 6. その他

中部電力資料：

- ・ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所3号炉高経年化技術評価質問事項への回答

原子力規制庁資料：

- ・ 浜岡原子力発電所3号炉高経年化技術評価質問事項